

令和4年第3回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

9月16日（金曜日）

令和4年第3回甘楽町議会定例会会議録第2号

令和4年9月16日（金曜日）

議事日程 第2号

令和4年9月16日（金曜日）午後1時09分開議

- 日程第 1 同意第12号 甘楽町教育長の任命について
- 日程第 2 同意第13号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議案第53号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第54号 甘楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第55号 甘楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第56号 甘楽町議会議員及び甘楽町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第57号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第58号 令和3年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第59号 令和3年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第60号 令和3年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第61号 令和3年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第62号 令和3年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第63号 令和3年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第15 議案第64号 令和3年度甘楽町水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第17 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第18 議員派遣の件について
- 日程第19 一般質問 第1番 黒澤 篤 (子供の意見の尊重と子ども議会について)
- 第2番 白石 豊樹 (富岡市との連携による富岡市適応指導教室の利用状況について)
- 第3番 金田 倍視 (防災と観光PRにライブカメラの設置)
- 第4番 横尾 稔 (放課後児童クラブ(学童保育)について)
- 第5番 山田 邦彦 (「温暖化防止」への取り組みを)
- 第6番 山田 邦彦 (町から、世界平和統一家庭連合旧統一教会などの「反社会的組織」の排除を)
- 第7番 山田 邦彦 (子どもから高齢者の居場所づくりについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	山田光男君	2番	堀口博君
3番	白石豊樹君	4番	吉田恭介君
5番	横尾稔君	6番	相川忠夫君
7番	金田倍視君	8番	黒澤篤君
9番	中野喜久勇君	10番	富岡朝男君
11番	山崎澄子君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	森平仁志君
教育長	近藤秀夫君	会計管理者(会計課長)	宇佐美智博君
総務課長	田村昌徳君	企画課長	高橋功君
住民課長	岩崎佳孝君	健康課長	高橋義信君
福祉課長	五十里比登志君	産業課長	田中睦宏君
建設課長	秋山勝重君	水道課長	富田和幸君
教育課長	齋藤文康君	監査委員	松浦彰一君

事務局職員出席者

事務局長	増田剛久	書記	岡本妙子
------	------	----	------

○開 議

午後 1 時 0 9 分開議

◇議長（中野喜久勇君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 同意第 1 2 号 甘楽町教育長の任命について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 1、同意第 1 2 号を議題といたします。

本案については、採決に入ります前に当事者であります教育長は退席してください。

〔教育長 近藤秀夫君 退席〕

◇議長（中野喜久勇君） 本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、ただいま同意されました近藤秀夫君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔近藤秀夫君 入場〕

◇議長（中野喜久勇君） 近藤秀夫君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

◇教育長（近藤秀夫君） ただいま教育長の任命に皆様のご同意をいただき、誠にありがとうございます。

私は平成 2 8 年 1 0 月から教育長を務めてまいりましたが、これからも町の教育行政振興のため一層努力して、職務を全うしていくつもりであります。これからも議員の皆様方にはご指導・ご鞭撻の程何卒よろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。（拍手）

◇議長（中野喜久勇君） ありがとうございました。自席へお戻りください。



○日程第2 同意第13号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第2、同意第13号を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、ただいま同意されました友松義和君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔友松義和君 入場〕

◇議長（中野喜久勇君） 友松義和君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

◇固定資産評価審査委員会委員（友松義和君） 固定資産評価審査委員会委員に茂原町長のご推薦をいただき、また議会のご同意をいただきました友松義和です。よろしく願いいたします。

固定資産税は町の税収の根幹となる大事な税収でありますし、町民の方々も興味がある税金だと思っております。私も2期目になりますので、公平なる審査を心掛けるつもりでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

◇議長（中野喜久勇君） ありがとうございました。退席をお願いいたします。

〔友松義和君 退席〕

○日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（中野喜久勇君） 日程第3、諮問第3号を議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定さ

れました。

◇

○日程第4 議案第53号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第4、議案第53号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◇

○日程第5 議案第54号 甘楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第5、議案第54号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◇

○日程第6 議案第55号 甘楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第6、議案第55号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○日程第 7 議案第 5 6 号 甘楽町議会議員及び甘楽町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 7、議案第 5 6 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○日程第 8 議案第 5 7 号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 8、議案第 5 7 号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○日程第 9 議案第 5 8 号 令和 3 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 10 議案第 5 9 号 令和 3 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 1 1 議案第 6 0 号 令和 3 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 1 2 議案第 6 1 号 令和 3 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 1 3 議案第 6 2 号 令和 3 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 1 4 議案第 6 3 号 令和 3 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第 9、議案第 5 8 号から、日程第 1 0、議案第 5 9 号。日程第 1 1、議案第 6 0 号。日程第 1 2、議案第 6 1 号。日程第 1 3、議案第 6 2 号。日程第 1 4、議案第 6 3 号の各議案を一括議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

ここで「決算の審査意見報告」について、監査委員松浦彰一君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員松浦彰一君、ご登壇の上、報告を願います。

◇監査委員（松浦彰一君） 富岡監査委員と共に令和 3 年度の監査を実施いたしました。

議長のお許しをいただきましたので、監査委員を代表して、各会計の歳入歳出決算審査の経過と結果につきまして、その概要をご報告申し上げます。

令和 3 年度甘楽町各会計決算及び基金運用状況の審査意見書をご覧いただきたいと思っております。それでは、1 ページをご覧ください。

第 1、審査の対象は、令和 3 年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係調書等でございます。

2 ページをご覧ください。

第 2、審査の期日は、令和 4 年 8 月 2 2 日、2 3 日、2 4 日の 3 日間で実施いたしました。

第 3、審査の手續につきましては、1～4 に記載のとおり、関係法令に基づき、行うものでございます。

なお、審査を行う過程におきましては、必要に応じて担当課長等の説明を求めました。

次に、第 4、審査の結果につきましてご説明いたします。1、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調

書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、予算の執行状況は概ね適正であると認められました。

2、各基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められたことをご報告申し上げます。

次に2ページが一番下から3ページをご覧くださいと思います。

第5、決算の概要でございますが、これはお手元に配布されております令和3年度甘楽町一般会計及び特別会計決算書並びに決算に関する報告書を概要としてまとめたものであります。説明は割愛させていただきます。

次に、6ページをご覧ください。

第6、財政健全化判断比率の状況につきまして申し上げます。一般会計及び特別会計の各会計はいずれも実質収支が黒字であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率には該当がなく、健全財政であると認められました。

次に、第7、各会計の審査における意見を申し上げます。

1、一般会計。

(1) 歳入について。町税の収納状況は、収納率が97.3%と昨年よりも0.1%低下しましたが、収入未済額は減少しておりますので、収納対策に成果が認められます。

しかし、今後も、悪質な滞納者に対しては、法的措置を講ずるなど、滞納金額の減少、収納率の向上に引き続き努力をお願いしたいと思っております。

また、不納欠損処分に至らぬよう、個々の状況を十分に調査の上、その処分につきましては引き続き厳正に運用するよう要望いたします。

町債の発行は、安全・安心なまちづくりなどに必要な財源ですが、後年度の住民に負担を強いることのないよう、また、将来の安定的な財政運営のためにも、計画的な活用をお願いいたします。

(2) 歳出につきましてご説明いたします。7ページでございます。予算編成方針の趣旨に沿った事業運営に努力されていると認められます。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う歳出につきましても適切に処理されておりました。今後も引き続き、社会情勢や厳しい財政状況をしっかり認識し、経費の節減に向け事務事業の簡素化・効率化を図り、費用対効果を考慮の上、補助事業の見直しにも積極的に取り組まれることをお願いいたします。

続いて、2、特別会計について審査意見等申し上げます。

(1) 国民健康保険事業特別会計につきまして申し上げます。今年度も実質収支が赤字となり、保険給付費は今後も上昇すると思われ、厳しい運営が予想されます。

歳入では、国保税現年分の収納率が改善されたものの、収納額全体では、被保険者数の減により減少となっておりますので、今後も、賦課徴収等の強化により、収入確保に努められることを要望いたします。

また、バランスの取れた事業運営を行うために、医療費の抑制及び健康意識の高揚を図り、財政の健全化に務めるようお願いいたします。

(2) 介護保険事業特別会計につきまして申し上げます。65歳以上の人口に占める、要介護者の認定率は13.3%で、引き続き県平均の17.4%を大きく下回ったことは、予防・支援事業の成果と認められます。

要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切なサービス利用の供給に努めるとともに、今後も介護予防・生活支援事業等に重点を置き、制度の充実と併せて介護保険財政の健全化を望むものであります。

(3) 農業集落排水事業特別会計につきまして申し上げます。汚水処理施設は、城南・上野地区が28年、善慶寺・国峰地区が18年経過により老朽化しているため、今後も、機能保全のため、施設の改修・更新等が必要と見込まれます。事業化にあたりましては財政を考慮した計画的な執行をお願いいたします。一方で、農業集落排水対象地区から公共下水道対象地区への切替えにつきましても引き続き実施をお願いいたします。

また、本事業は、多額の事業費を投入して実施したものであり、未接続者には早期に接続を行うよう、啓発を要望いたします。

(4) 公共下水道事業特別会計につきまして申し上げます。平成5年から供用を開始した下水道事業は、建設事業費と併せて、今後は維持管理経費の増加が見込まれます。

建設にあたりましては、整備計画により、国庫補助金等の有効な活用と事業費の平準化をお願いいたします。

また、維持管理費の財源である使用料収入の増加のためにも、未接続者には早期接続を行うよう、継続的に啓発を要望いたします。

(5) 後期高齢者医療特別会計につきまして申し上げます。歳入の主なものは、保険料と一般会計繰入金であります。保険料収納率は、99.9%と高く維持されており、収納対策の努力がうかがえました。

歳出の98.7%が運営主体の群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、法令

等に基づき忠実に事務が執行されたものと認められました。

(6) むすびであります。審査いたしました、一般会計並びに各特別会計は予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、新型コロナウイルス感染症関連でも適切に対応し、健全財政に努力されたことが認められました。

今後も限られた財源のなかで、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意と工夫をもって予算執行をしていただきたいと思います。

特に令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の動向に引き続き注意を払いながら、新たに策定された「いきいきかんらプラン第6次総合計画」に沿って、積極的に事業に取り組まれるよう要望して、歳入歳出決算審査における意見といたします。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長（中野喜久勇君） 監査委員は自席にお戻りください。

報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第58号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第59号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案60号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（中野喜久勇君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第61号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第62号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第63号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。



○日程第15 議案第64号 令和3年度甘楽町水道事業会計決算の認定について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第15、議案第64号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

ここで、「決算の審査意見報告」について、監査委員松浦彰一君から発言を求められて
おりますので、これを許します。

監査委員松浦彰一君、ご登壇の上、報告を願います。

◇監査委員（松浦彰一君） 議長のお許しをいただきましたので、甘楽町水道事業会計決
算審査の経過と結果につきまして、その概要をご報告申し上げます。

審査意見書の9ページをご覧ください。

第1、審査の対象は、令和3年度甘楽町水道事業会計決算でございます。

第2、審査の期日は、令和4年7月25日でございます。

第3、審査の方法につきましては、1～3に記載のとおり行いました。

なお、審査を行う過程におきましては、必要に応じて担当課長等の説明を求めました。

10ページをご覧いただきたいと思っております。

第4、審査の結果でございます。1、審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支
出、資本的収入及び支出、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表等
の各調書は、法令に準拠して作成されておりました。

2、計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令及び財務諸規定に従って適正に執行がなされていることが認められました。

次に、第5、決算の概要につきましては、決算書の要旨をまとめたものでありますので、割愛させていただきます。

11ページをご覧ください。

第6、資金不足比率につきましては、実質黒字のため該当が無く、健全財政であることが認められました。

次に、第7、水道事業会計における審査意見等を申し上げます。

(1) 有収率は、上水道及び簡易水道の合計では、前年度より改善されていますが、引き続き漏水防止対策を強化し、有収率の向上をお願いいたします。

(2) 水道料金の滞納額は増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に伴う納付猶予を十分考慮した上で、健全財政並びに公正公平な立場からも、引き続き適正な給水停止の執行と徴収を要望いたします。

(3) 施設の老朽化対策にあたっては、財政を考慮した計画的な修繕と建設改良工事をお願いします。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意願いたいと思います。

むすびに、今後とも、健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の安定供給に向けて、より一層の工夫と努力を望み、令和3年度甘楽町水道事業会計の決算審査意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長（中野喜久勇君） 監査委員は自席にお戻りください。

報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

○日程第16 委員会審査報告

◇議長（中野喜久勇君） 日程第16、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告を願います。

◇総務文教常任委員長（山崎澄子君） 令和4年9月16日。甘楽町議会議長中野喜久勇様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長山崎澄子。委員会審査報告。本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、甘楽町議会会議規則第94条の規定により報告いたします。記。1、開催日時。令和4年9月12日、午前10時57分。2、場所。甘楽町役場大会議室。3、出席者。委員長、山崎澄子。副委員長、白石豊樹君。委員、堀口博君。委員、金田倍視君。委員、富岡朝男君。委員、山田邦彦君。4、欠席者。なし。5、議事件説明のため出席を求めた者。教育長、近藤秀夫君。総務課長、田村昌徳君。企画課長、高橋功君。住民課長、岩崎佳孝君。会計課長、宇佐美智博君。教育課長、齋藤文康君。

6、審査の状況。

○請願第1号 国に対し「シルバー人材センター等の安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式（インボイス）導入中止等を求める意見書」提出を求める請願。請願の内容を検討したところ、来年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え登録により割り振られる事業者番号を記載した請求書や領収書の発行、保存などのルールが従来と大きく変わる制度であり、個人事業主やフリーランス、小規模事業者などへの影響が懸念されていることについて本請願の趣旨はよく理解できるものの、公的団体であるシルバー人材センターへの制度適用については研究が進められているため、今後の動向を見極める必要があるとの意見で一致した。

よって、本請願は継続審査すべきものと決定した。

◇議長（中野喜久勇君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 討論がなければ討論を終結いたします。

請願第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（中野喜久勇君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第17 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第17、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（中野喜久勇君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

○日程第18 議員派遣の件について

◇議長（中野喜久勇君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定によりお手元に配付しました議員派遣の件についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（中野喜久勇君） 異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたしました。

午後1時39分休憩

午後1時44分再開

○日程第19 一般質問

◇議長（中野喜久勇君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第19、一般質問を行います。

質問はあらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。通告書に沿って簡潔にお願いいたします。

最初に、質問番号1を議席8番黒澤篤君、登壇の上、質問を願います。

◇8番（黒澤 篤君） 質問番号1、「子供の意見の尊重と子ども議会について」。

令和5年4月に、新しい省庁として、こども家庭庁（仮）が発足する予定であり、準備が進められているようです。その中で、子どもの意見の尊重について、法令で定めるようなことも取り沙汰されているように聞きます。

今の子どもたちは、コロナ禍になってから、いろいろな制限があり、思うような活動ができずにいるものと推察いたします。

そこで、将来社会を担う子どもたちの代表者による意見や要望を聞く機会を子ども議会（仮）として開催してはいかがでしょうか。町の考えをお聞かせください。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） それでは、黒澤篤議員の「子供の意見の尊重と子ども議会について」のご質問にお答えします。

子どもたちは、3年に及ぶコロナ禍の中、いろいろな行事や活動が縮小されたり中止になったり、様々な制約を受けながらの生活を余儀なくされてきました。そして、残念ながら、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束には至っておりません。学校では、これからも基本的な感染対策の下、可能な限りの教育活動を継続し、子どもたち一人ひとり、充実した学校生活を送れるように努めてまいりたいと思います。

議員から、子ども議会の開催について、ご質問をいただきました。

まず、こども家庭庁ですが、議員が言われているとおり、令和5年4月設置で進められており、その中で常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を、子どもの視点に立って、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映させていくこととしております。

私も、将来を担う子どもたちの意見や要望を聞くことは、非常に大事だと常に認識しているところです。

そこで、議員質問の子ども議会についてですが、甘楽町では、平成7年2月、甘楽町民憲章を理解し、具体化するために、地域の一員としての所属感・連帯感の高揚を図る、地域活動に積極的に参加・協力する態度を育てる、地域を愛するとともに心豊かな青少年の育成を目指す、そして議会の仕組みを学び、児童会活動・生徒会活動の活性化を図ることを目的に、第1回子ども議会が、議会議事堂で開催されました。

それから、毎年、小学校と中学校交互に開催され、平成19年2月まで行われていました。その翌年からは、名称をふれあいトーク、場所を議会議事堂から学校へ変更しての開催をしておりました。変更した理由は、より多くの子どもたちに参加する機会を与えたいため、町長、教育長、担当課で直接学校を訪問し、子どもたちと対話形式での開催となりました。平成20年2月、第1回が福島小学校と新屋小学校で開催されました。誰もが安心して安全なまちについて等々、質問がありました。そして、平成21年1月、第2回は甘楽二中で開催されて、小幡小学校の6年生と甘楽第二中学校生徒の合同で開催されました。その時にも、地域の安全、環境美化の推進の要望等があり、町長、教育長が回答しています。

そして、平成21年1月以降、このような開催がなされたという情報がないため、以降は開催されていない状況かと思えます。

今後、子ども議会の開催については、できればふれあいトークの形式を参考にさせていただいて、できるだけ多くの子どもたちの意見や要望を聞く機会を設けていけるよう、児童生徒、学校、関係部局と協議を行いながら検討してまいりたいと思います。どうぞご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

黒澤篤議員。

◇8番（黒澤 篤君） ありがとうございます。この中にも、子ども議会を経験された、立ち会ったという方もいらっしゃると思いますけれども、検討していただくということなので、うれしい限りだと思います。

でも、過去の13回で終わっている訳ですけども、その時のことから学んで、過去から学んで、これからもより良い会にするように、創意工夫をして開催していただくということはどうでしょうか。

特に、18歳の成人、それから選挙権でもありまして、物的な援助というのは幾度とな

くやっていると思うんですけども、体験として与えることで、町への関心の向上、町に残り将来社会を支えてくれるきっかけづくりになるように、必要ではないかと思います。

私が考える、例えばの話なんですけれども、議題としては、今、国連のほうで言っていますSDGsに関することや、ジェンダーギャップ、特にあと平和と民主主義について、それから身近な問題とか、コロナ禍についてなど、様々あると思います。

そして、平成7年に中学生が子ども議会を体験しておりますけれども、その子どもたちが現在は、15歳とすれば中学3年生で、42歳になると思います。最後の13回の平成19年にやられた方は今30歳ということで、ちょうど経験者の方が親の世代ということになろうかと思っています。

そこで、中学生の親子で、家庭で1問、何かを議題として考えて、それをクラスで持ち寄って、クラス代表を決めて、子ども議会に臨むというようなことはどうでしょうか。その場合には、今、教員の方々に負担がかかっておりますので、なるべく教員の負担にならないような方法を探るべきと考えております。

また、小学生については、6年生、5、6年生でもいいんですけども、対象に、この議場で議会体験学習といった形で開催してはいかがでしょうか。

それと、先程そのふれあいトークを学校でというのがありましたけれども、この時代ですから、オンラインでの開催も可能だと思いますけれども、それについてお答えをお願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） ただいま、議員のほうから大変参考になるご意見をいただきました。議会としての学習などもやはり大切なのではないかというようなお話もいただいております。できるだけ多くの子どもたちの意見というような形での形式も進んでいければというようなことで、先程も答えさせていただいたんですけども、今いただいたご意見、しっかりと参考にさせていただいて、関係のところと協議をさせていただきますので、よろしく願いいたします。大変ありがとうございました。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

3回目の質問ありますか。

黒澤篤君。

◇8番（黒澤 篤君） この間、中学校の「かんらの翼」というのをちょっと見させてもらいましたら、8月29日付第6号で、「子どもは4万回質問する」ということが紹介さ

れていました。「あなたの人生を作る好奇心の驚くべき力」ということで、校長先生が書いたんだと思いますけど、こういう本があります。「好奇心とは生きる力、好奇心を意識的に養っていくものである」等々と紹介してあります。

子どもたちは、町の宝であるとともに、未来の議会の担い手でもあります。コロナが収まりましたら、ぜひ子ども議会の再開を望みまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇議長（中野喜久勇君） 要望でよろしいですね。

◇8番（黒澤 篤君） はい。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、黒澤篤君の質問が終了しました。

次に、質問番号2を議席3番白石豊樹君、登壇の上、質問を願います。

◇3番（白石豊樹君） 質問2番「富岡市との連携による富岡市適応指導教室の利用状況について」ということで質問します。

令和2年12月議会において、「子どもを育てるなら甘楽町」に関連して、本町で学校に登校することができない児童生徒に対しての対応策として、適応指導教室の配置について質問しましたが、それに対して、不登校児童生徒のための適応指導教室を富岡市と連携し、富岡市の適応指導教室に通えるようにするという趣旨の回答でした。

そこで、学校に登校することが困難になっている児童生徒に対しての富岡市の適応指導教室の利用状況について、以下のようにお聞きします。

1、連携開始から今までの利用者数や利用状況はどのようになっていますか。また、その間の不登校児童生徒数は何人ですか。

2、連携のための費用はどのぐらいですか。

以上、よろしく願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 白石豊樹議員の「富岡市との連携による富岡市適応指導教室の利用状況について」のご質問にお答えします。

議員ご質問の適応指導教室は、不登校児童生徒の悩みや不安を軽減し、学習の援助をしながら学校への復帰を目指していくための教室となっております。

ご案内のとおり、令和2年12月議会において、設置に向けた検討を行っている旨をお

答えさせていただき、令和3年6月議会において、甘楽富岡地域定住自立圏の形成に関する協定の承認可決をいただいております。それに伴い、甘楽富岡地域適応指導教室共同運用事業に関し、令和3年12月28日、協定が締結され、甘楽町の児童生徒も適応指導教室「よもぎ教室」に通学できるようになりました。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 教育課長。

◇教育課長（齋藤文康君） 命によりお答えいたします。

富岡市と提携の協定により行っている適応指導教室「よもぎ教室」は、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後3時まで開設しております。児童生徒の生活リズムを整えながら、社会的自立や学校復帰を目指しております。

ご質問1の利用者数についてでございますが、これまで3人の児童生徒がよもぎ教室を見学し、2人が体験入学をしております。そのうち1人が6月より入級している状況です。

続きまして、不登校児童生徒についてでございます。7月末現在、7人が不登校となっております。なお、1名については、町外のフリースクールに通っている状況で、不登校扱いとなっております。

次に、ご質問2の連携のための費用についてでございますが、協定において、児童生徒数で負担按分計算をしております。それにより負担割合を富岡市が80%、甘楽町が20%となっております。令和4年度においては、運営に伴う光熱水費等々人件費を合わせて、負担金として123万3,000円を当初予算として計上させていただいております。

引き続き、富岡市との連携事業に取り組んでいきますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

白石豊樹君。

◇3番（白石豊樹君） 教育長にお伺いします。不登校に陥る子どもというのは、教育長が考えるとして、特別なことですか、それとも特別なことじゃないですか。お願いします。

◇議長（中野喜久勇君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 私は今までいろいろな子どもたちと係わってきた訳ですけども、よく「不登校の原因は」というような調査を毎月県もしております。そういうような中で、項目立てで幾つかのパターンを示して、その何に当たるのかというような形でやっているんですけども。これは非常に個人個人、本当に子どもそれぞれのきっかけというのは様々ですので、そういうような分類というんですか、それだけで数値を測ることは非常に良くないことだとは思いつつながら、それぞれの子どものきっかけ、子どもの心理的な部分あるいは心的な部分、いろんな状況がございますので、いろんな形でいろんな子どもが、こういう子どもが不登校になるとか、そういう一概な考えは持っておりません。

どんな子ども、いつそういう状況になるのか、それはそれぞれその時その時本当に、一番大切なのは毎日の子どもの信頼関係、子どもとの人間関係、クラス全体の人間関係、そういうものを大切にして子どもたちを育てていく、接していくということだと思っております。よろしく申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

3回目の質問があったらお願いします。

白石豊樹君。

◇3番（白石豊樹君） ありがとうございます。学校を休みがちになるという子ども、登校してもなかなか教室に行けず、保健室や相談室にいて、授業が受けられない。給食は食べたり食べられなかったり、場合によっては学校に来られなかったりしてしまう。不登校に陥る子どもは特別な子なんでしょうか。

私が行っている不登校の対応についての質問ですけども、しつこいなというふうに多分お感じの方もいらっしゃるかと思います。しかし、学校教育関係者の間では、不登校になる子は特別な子という訳ではなくて、不登校はどの子にも起こり得るという考え方が基本です。いろんな条件が集まれば、誰だって不登校になってしまう可能性はあるということなんです。

この議場にいる方々は、言わば甘楽町の代表者の方々ですから、それなので自分の町の子どもは自分たちの子どもという感覚で見えていただきたいと思うんですね。そうすれば、自分たちの子どもですから、子どもが学校に行けなくなって困っていたらどう思いますか。何とかして助けたい。できるだけことはするという考え方は理解していただけるんじゃないかと思うんです。どの子にも起こり得る不登校ですから、どの子も落ちこぼれな

く責任を持って根気強く助けるということです。

それからもう一つ、何で私がこれをしつこく質問するかといいますと、不登校は人生に影響を及ぼすんです。もともと学校教育というのは人生に関係するんですけれども。中三で不登校になっていたら、進路に目に見えて大きな影響が出てきます。だから、できれば、義務教育のうちに学校へ復帰させたい。また、仮に学校に来られなくても、ある程度の学力は身につけさせたい。そして、次の進路に備えさせたい。そういう思いからなんですよ。

広報の5月号、この5月号を開きますと、「子育てに安心を」と書いてあります。広報かんら5月号には「子育てするなら甘楽町」と特集が組まれて、給食費無料、子育て応援金支給、第2子の保育料無料、高校生世代まで医療費無料、各小学校区に学童保育所配置、認定こども園めぶきの森かんらとかんら保育園の開園などなど、甘楽町が子育てにいかにか頑張っているかが紹介されています。大変素晴らしいことだと思います。

そこで、さらにもう一步進めて、どの子にも起こり得ると言われている不登校の子どもへの対処の仕方についても考えていただけたらありがたいと思うんです。なぜならば、人は、いつも心も体も元気という訳にはいかない時もあるんです。特に、思春期では。でも、大体は何日かすれば立ち直り、やがて普通の生活に戻ってまいります。しかし、場合によっては立ち直れず、やがて心が暗い迷路に入ってしまう。もがいても苦しいだけで出口が見えない。心が疲れ過ぎて立ち上がろうと思っても立ち上がれない。そして、ついに引き籠もってしまう。そして、担任や養護教諭、教育相談員が一生懸命手を尽くしても、なかなか復帰できない。

その時に頼るのが適応指導教室なんです。甘楽町は、そういう状態に陥ってしまったときに、明かりをともし、温かい手を差し伸べる、そういう温かくて頼りになる町であって欲しい。そう思っております。そうであってこそ、「子育てするならば甘楽町」と言えるんじゃないでしょうか。

以上、これは意見です。

◇議長（中野喜久勇君） 要望でいいですか。

◇3番（白石豊樹君） はい。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、白石豊樹君の質問が終了しました。

次に、質問番号3を議席7番金田倍視君、登壇の上、質問願います。

◇7番（金田倍視君） 「防災と観光PRにライブカメラの設置」についてです。

甘楽町での災害の発生は、大雨に関係するものが多いと考えられます。予想の雨量、風速は、テレビなどで情報を得られますが、その時点では、私たち身近の目に見えた危険情報はありません。避難指示や勧告が出されても、避難が遅れたり、避難ができなかったりするのには、現在の危険度が見えないからだと思われれます。一般の人たちは、河川の増水で大雨や洪水を認知し、洪水や土砂崩れの危険から避難を判断するのではないのでしょうか。

現在は、雄川と天引川には、県の防災カメラがそれぞれ1台設置されていますが、町の防災を考えれば、もっと上流での情報が適当箇所と思われれます。

また、観光においては、楽山園や道の駅にもライブカメラはいかがでしょうか。今現在の映像は最高の情報提供と思われれます。観光地などの映像を見れば、現地に行ってみたくなるのも、カメラに自分を映してみたくなるのも人情です。

防災と観光のライブ映像配信を町のホームページやYouTubeで簡単に見られれば、安全安心の住みやすい町としての最高のPRになるのではないのでしょうか。町の考えをお聞かせください。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、金田議員の「防災と観光PRにライブカメラの設置」、このことについてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、防災面でのカメラ設置についてでございますが、テレビなどでは危険情報が得にくい、また現状により、河川上流部にカメラを設置するのが良いとのご指摘、ご質問をいただきました。

住民が、豪雨災害の防災情報を得る手段としては、まずテレビ、ラジオ、インターネット、メール、天気、防災アプリなど複数の方法があります。群馬県、国土交通省、気象庁、報道機関などが情報をそれぞれ発信しております。町でも防災行政無線、安全安心メール、LINEなどで迅速な発信に努めております。命に係わるものですので、危機感を持って見てこれらを見ていただけるよう、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

ご指摘の防災カメラの設置場所についてでございますが、群馬県が令和3年に危機管理型水位計・河川監視カメラの整備方針を策定して、県内339河川を対象に、令和6年度

未までに水位計または監視カメラを整備するように進めています。配置箇所は、地形的にまず氾濫が発生しやすい場所、氾濫により重要施設が浸水する可能性がある場所、河川の合流部など、国の計画を参考に調査研究に基づく判断により選定されておりますので、町として、配置箇所を上流部へ移動させるとか、町独自で防災カメラを設置することは、現在のところ考えておりません。

これからも災害時には、防災機関からの情報、水位計や監視カメラの映像などを総合的に判断し、空振りを恐れずに避難情報を発し、迅速確実に伝達して、住民の命を守るよう努めてまいります。

次に、観光面でのライブカメラの設置についてお答えをいたします。

全国的に見ましても、観光地のライブカメラの映像の配信の取り組みは、なかなか進んでいないのが現状だというふうに思っております。

リアルタイムで現地の映像を24時間全世界に簡単に発信できるメリットはありますが、一方でリアルタイムで映るライブ映像は、個人情報の保護のため、十分な配慮が必要となります。時にはカメラに映りたくない人が、撮影範囲に入り込んで、プライバシーや肖像権侵害の問題が発生する場合があります。個人を特定できないよう、映像を粗くするというような工夫が必要であり、観光地の魅力を伝える手段としては、ライブカメラ映像は不向きであると考えております。ご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

金田倍視君。

◇7番（金田倍視君） なかなか河川でライブカメラというのも、難しい面はあるとは思いますが。ただ、私たちが実際に「100ミリの雨、今日から明日のお昼までに250ミリの雨、1時間に50ミリの雨」と言われても、実際どんな程度になるのかというのは、これは分かる人はなかなかいないと思います。そういう面では、一番分かりやすいのがやっぱり河川の状況、今、増水、100ミリの雨というのはこういうものなのか、1時間に50ミリというのはこういうものなのかというのは、その辺はまして甘楽町は主な3河川、全部源流です。源流なだけに、今降っている雨というのは、タイムラグは少なく、すぐ河川の状況で増水、そういう状況が分かると思うんです。

だから、ぜひこの辺は今後、今現在すぐにとというのは無理であっても、今後何かできるように考えていってもらえたらなという気はします。気はしますじゃなくて、ぜひお願い

したいところです。

やっぱり、何が危険か、かにか危険かというのは、よく川へ行って流されたどうのこうのというのがありますが、やっぱり川の水、増水、これが一番のそれぞれが考えている危険度じゃないのかと、私は思いますので、ぜひその辺をよろしくお願いします。

また、観光地のライブカメラなんですけど、私、好きで、インターネットであっちこっちよく見ているんですけども。人それぞれ確かにプライベートな面というのもあるとは思いますが、そこのところでライブカメラ発信中というものが看板であれば、それでいいんじゃないのかな。1つには、やっぱりこれあまり言いたくないんですけど、防災にも繋がる。では、防災カメラは使ってないのかって言えば、やっぱり防災の目的、目的の看板が違っただけで、やっていることは同じことなので、今カメラで撮影していますよ、発信中ですよというものを看板などで知らしめてあれば、さほどの問題じゃないのかなという気はいたします。ぜひ両方とも、ユーチューブなんかで見ても、私、よく観光の方面では、草津の湯畑のライブを見るんですけど、今何人見えていますというのが同時に見られるんですけども、よくあそこを見て、昼間なんかでも10人以下というのはいし、結構みんな見ているんだなという、そういうのがありますので、防災のカメラがそういうふうでもって回っているのであれば、ライブカメラが今発信中ですよというようなものが知らしめてあれば、さほどの問題なく、観光面でできるんじゃないのかという気はしています。

道の駅でもよくオートキャンプかなというものを時々見る訳なんですけれども。それがどうのこうのといったら、あまりそういう面では防災にも繋がる、逆にいうと繋がるという面もありますので、ひとつこの辺も前向きに考えていていただきたいなと思っております。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 要望でよろしいですか。

◇7番（金田倍視君） はい。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、金田倍視君の質問が終了しました。

次に、質問番号4を議席5番横尾稔君、登壇の上、質問願います。

◇5番（横尾 稔君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして、「放課後児童クラブ（学童保育）について」質問させていただきます。

町では、働く子育て家庭を支える取り組みとして、保護者が留守になる家の小学生を、

放課後や長期休暇中の夏休みなど安全に過ごせるよう預かる仕組みの学童保育所を、今年度より各学区の3カ所に設置し、支援を進めています。保護者の方にとっては安心して仕事ができ、子どもは学校とは違った学びや体験ができる場と期待されます。

今回初めての夏休みを迎えた学童保育所では、朝7時30分から夜7時までの長時間の受け入れで、職員のシフト等で苦慮されたと伺っています。

各学童保育所における人材確保はどのようにされていますか。今後は、3学童の連携強化と質の向上が求められます。課題も踏まえ、町の考えをお聞かせください。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、横尾議員の「放課後児童クラブ（学童保育）について」のご質問にお答えをしたいと思います。

学童保育所につきましては、町の子育て支援対策の拡充を図るため、今年度より各小学校区3カ所で開設をしました。放課後子ども教室と一体として実施をしておるところであります。

利用者数につきましては、9月現在で、放課後子ども教室が189人、学童保育所が58人となっており、共働き、そしてひとり親世帯の保護者に対して、仕事と子育ての両立支援の保障に寄与することはもとより、学年を越えた子供同士の交流の場として、また子どもの居場所づくりの構築に努めておるところであります。

現在、保護者の方からは、「迎えが近くなり、すぐ帰宅できるので、時間が有効に使える」「預かり時間が延長になりとても助かっている」などの喜びの声も届いており、開所してまだ半年ばかりでありますけれども、一定程度の成果を上げていると考えております。また、夏休み中においては預かり時間を延長して実施をし、期間中事故もなく運営することができ、順調に新学期を迎えたところであります。

今後も、引き続き保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う立場として、継続的で健全な運営に努めてまいりますので、議員の皆様には、円滑な運営と安定的な財源確保にご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、ご質問の詳細につきましては、この後担当課長からお答えをさせますので、ご理解を賜りたく、お願いいたします。

◇議長（中野喜久勇君） 福祉課長。

◇福祉課長（五十里比登志君） 命によりお答えをいたします。

初めに、学童保育所における人材確保についてですが、広報かんら並びにおしらせ版に、指導員募集の掲載を行ったほか、ハローワーク富岡への求人募集依頼、さらに学校や幼稚園、保育園等、教育に携わった経験があり、資格を有する退職者の方に対して、個別に要請を行うなどして、保育に必要な指導員の確保に努めております。

夏休み中は、朝7時30分から夜7時まで預かり、時間を延長したほか、利用児童数が85人に増えるなど、指導員の勤務を午前と午後の交替制にして対応をさせていただきました。そのために、期間限定といたしまして、放課後子ども教室の協働活動サポーターさんや、学校、幼稚園等に勤務しているが、期間中、都合のつく方、具体的には特別支援学級支援員さんや幼稚園臨時職員の皆さん、この方々に直接に個別要請を行いまして、運営に支障をきたしませんでした。

次に、今後の3学童保育所の連携強化と質の向上及び課題についてであります。まず学童保育所の連携強化ですが、現在、各所長を代表する統括所長、この所長を中心に、隔週で所長定例会を開催しております。また、その中では保育所の運営方針や課題点等の検証、各種行事やレクリエーションの実施方法の検討など、常に連絡調整を図っております。さらに、必要に応じて、町、社協、学童保育所による3者打合せ会議を開催いたしまして、運営に関しての指示確認や意見交換、問題や課題に対し相互相談を行うなど、連携強化を図っているところであります。

続いて、質の向上につきましてですが、県の関係機関が開催する、指導員を対象とした研修を年1回受講しております。また、指導員さんは、教職、学校・幼稚園・保育園等の経験者の方が多く、その知識や実績を保育の中で実践していただいておりますが、この研修を受講することによりまして、情勢に基づいた保育の指導方法や技術の習得に繋げております。その他、様々なオンライン研修も実施されていますので、随時、指導員さんには案内を行いまして、受講希望者の方々には、「にこにこ甘楽」にて受講していただき、その知識を子どもたちへの保育指導に生かしていただいております。

最後に、課題についてですが、成長期にある子どもたちに安全で安心な生活を継続的に保障することが、学童保育の基本的な役割とされております。そのためには、保育に携わる指導員の確保が必要不可欠であり、最大の課題となります。課題解決に向け、さらなる人員確保の強化に努めてまいりますので、議員各位におかれましても、人脈による情報提供など、一層のご指導とご協力をいただければと思っておりますので、よろしくご願

たします。

以上でございます。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

横尾稔君。

◇5番（横尾 稔君） 人材確保については、実は私のほうにそういうお話がありまして、非常に、夏休みでは、平日と違って人数が極端に増えると。その中で指導員、補助員の確保が非常に難しかったというお話をいただきました。大体、1日3人ぐらいで3シフトを入れていくのが、各学童保育所の所長さんに一応聞きましたが、非常に大変だったと。ただ、それを乗り越えられたのが、今、支えてくれている指導員や補助員さんなんですよというお話もいただきましたので。質問の中で、どのような人材確保募集をしているのかなということを知りたかったものですから、今お答えいただいたようなシステムと情報誌を使った、または職安に出しているという形のものがありましたので、安心した次第であります。

また、この学童保育所に関しては、実は私も孫がいましたので富岡の学童保育を使っていました。何かとお迎えに行ったりしてましたので、学童保育は長期休暇、ましてや富岡では土曜保育もしてもらっていたので、内容はよく分かっているんですが。甘楽町の場合は所長さんに聞くと、希望は募ったけれども、そういう人がいなかったという形のものもあります。ましてや、土曜保育になりますと、夏休みと同じように、平日とは違った長時間になりますので、うちもお姉ちゃんと弟を出していたものですから、「おたくの子だけでしたよ、今日は」なんていって、申し訳なかったような形がありますが。指導員、補助員の方は、たとえ2人であっても、2人出ているので、非常に大変な形だと思います。

特に、今、第2質問として言いたいのは、富岡市や近隣自治体の学童保育所の職員の手当ですよね。給料。これは、甘楽町は平均なのか、それとも努力次第なのか、その辺をお答えいただければと思います。金額は要りません。

◇議長（中野喜久勇君） 質問を終了しました。

答弁をお願いします。

福祉課長。

◇福祉課長（五十里比登志君） ご質問の報酬の件ですが、基本的な運営は、町のほう

は、社会福祉協議会のほうに指定管理者制度という形で委託をしております。社協の中で報酬の額は決めておりますが、原則となるのは最低賃金の単価がございます。それにプラス増額をした部分で、単価を決めております。それで、携わる職員につきましては、基本的には今、皆さん、指導員という名称で呼んでおりますが、資格を有する方については、支援員という形で、名前っていいですか、身分が変わってくるんですね。教員もしくは保育園の保育士等の資格を有する方については、すでに支援員という形で対応できるんですが、その方の支援員と指導員の単価の格差というのもつけて、社協のほうで報酬のほうのお支払いをしているというところであります。

他市町村との単価の比較というのは、まだそこまで詳細はちょっと実施しておりませんし、お答えできないんですが、そのような形で報酬のほうのお支払いはさせていただいているところであります。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら、お願いします。

横尾稔君。

◇5番（横尾 稔君） 3回目に、連携についてちょっとお聞きしたいと思います。

特に、この学童保育に関しては、「小1の壁」といって、保育園から小学校に上がる時、家に帰っても面倒見る人がいなくなった途端に、お父さんやお母さん、保護者が、働き口を変えたり、働き方を変えなくちゃならないような形のものが、「小1の壁」と言われています。

その中で、この学童保育というものが、社会保障と同じような、社会全体で子育てを応援する、そういうような意識的なものが高まっていますので、特に今、社協と言われましたけれども、町があって、社協があって、各学童保育所という形のものの連携を非常にうまくしていただかないと。何か町に言ったら、社協がやっているとかという形ではなくね。その辺のチェックをしていただきたいなと強く思うのでありますが、そういう連携の強化や縦のラインがはっきりしていれば、また保護者が学童保育所に対してのクレームや、課題や、そういうのがあった時のフォローにしても、フォローが効くのではないかと思います。

ましてや、利用している人たちが、うちのさっきの孫ではないですけど、ほとんどが1年生から3年生、これで大体80%か、甘楽町はちょっと分かりませんが、大体その辺になってくる。1年生から4年生ぐらいが1つの形成している学年だと思われま

いう低学年の子たちを安心して面倒を見ている人たちが、先程言われました資格を持っている、教員免許を持っている、保育士の免許を持っている人たちが、志を持って子どもたちを育てているという形のもので、将来を担う、将来の主役を作り出していく大変重要な学童保育所の役割だと思われまますが、今言った、社協との連携、その辺の不安というのをちょっと今、私は思ったんですけど、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 福祉課長。

◇福祉課長（五十里比登志君） 横尾議員から、非常に参考となるご意見をいただきました。ご承知のとおり、社協の事務所も、私ども福祉課も、「にこにこ甘楽」に事務所を置いております。隣同士で、職員同士も常に毎日顔を合わせている状況でございます。社協のほうに委託をお願いしているという形を取っておりますが、まず子どもを第一に考えて、常にその辺の毎日の連絡調整も取っておりますし、一体化で実施しております。その前段の2時から4時の間、放課後子ども教室は福祉課のほうで責任持って今運営しておりますので、協働サポーターさんが引き続き学童の指導員さんでお世話になっている方もいらっしゃいます。ですから、必ず1日1回以上といたしますか、複数回は電話のやり取りをしたりですとか、子どもの欠席出席の連絡を取ったり、担当職員も、サポーターさん、指導員さん、そして社協の担当職員と常に密に連携を図っておりますので、ご指摘いただいたものをまた肝に銘じて、子ども第一に、その辺の運営を図っていきたく思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、横尾稔君の質問が終了しました。

次に、質問番号5、6及び7を議席12番山田邦彦君、登壇の上、質問を願ひます。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「温暖化防止への取り組みを」、そして「町から、世界平和統一家庭連合旧統一教会などの反社会的組織の排除を」、そして「子どもから高齢者の居場所づくりについて」をテーマに質問いたします。

まず、「温暖化防止への取り組みを」についてですが、今や、待ったなしとなった環境への取り組みですが、残念ながら日本は2回連続で化石賞を獲得してしまいました。国としても、CO₂削減の対策が必要ですが、自治体もその計画と実行が迫られています。

2050年、CO₂排出ゼロを表明した自治体は、8月末現在で766自治体です。その取り組みは、緒に就いたばかりであります。全ての地方自治体が、2030年までの地球温暖化対策推進計画を策定し、住民とともに実践の先頭に立つよう責任を持った取り組みを加速することが求められています。また、地域に還元され、貢献する再生可能エネルギー

ギー活用を進めるために、自治体が役割を発揮することも求められています。

まず、公共施設や公共事業、そして自治体業務でどれだけCO₂を削減できるかなど、自治体自らの脱炭素化に向けた目標と計画、そして区域内の脱炭素化の目標と計画という両面での、目標と計画の策定予定はどうなっていますでしょうか。

その実現のために、地元企業との協定や、省エネ投資への自治体からの支援、断熱・省エネルギー住宅へのリフォームや、太陽光発電用パネルの設置などへの助成をもっともつと行う必要があると思いますが、どう考えているのでしょうか。

また、住民参加の下で、自治体がゾーニングを行い、地域の環境と両立した形で再生可能エネルギーが導入できる場所とできない場所を可視化することも必要だと思いますが、どうでしょうか。

町に、太陽光など再生可能エネルギーによる電力の利用、税金の優遇、補助金の申請、脱炭素に有効な製品やサービスの選択など、住民の皆さんや、地元企業の皆さんに、専門的なアドバイスを与えることのできる支援窓口を、環境省や都道府県との連携を強化しながら設置することが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

それぞれの取り組みの現状やビジョンなど、町の考えを伺います。

次に、「町から、世界平和統一家庭連合旧統一教会などの反社会的組織の排除を」について伺います。

7月10日投票で行われた参議院選挙中、安倍元総理が銃撃され、死亡するという、あってはならない事件が起きました。その犯人は、世界平和統一家庭連合（元統一教会）の信者の子どもでした。それ以来、内閣改造をはじめ、教会と政治家、自治体や福祉関係団体、これは個人もですが、その関係が改めてクローズアップされています。

そもそも「教会」と表現することにより、あたかも宗教団体を装い、多額な寄付や印鑑、つぼ、書籍などを法外な価格で押し売りするなど、いろいろな事件を起こしているカルト集団です。被害者の支援団体によると、1987年から昨年までの35年間で全国の弁護士などに相談された、いわゆる統一教会の霊感商法による被害額は約1,237億円でした。去年も統一教会から購入させられたとして、約3億3,000万円の被害が報告をされています。

欧米では、その団体が認知されず、活動ができないところも多いと聞いています。本来は、国や県がきちんとした体制、制度を作るべきですが、そうになっていませんので、町が行うことが大変重要だと思います。ぜひ、町民の皆さんが、その団体の被害に遭わないよ

うに、きちんとした体制を作っていただきたいと思います。

まず、町や町の社会福祉協議会、その他町の関連団体と教会との関係団体とそれぞれの関係があるかを調査することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、教会との関係団体と一切付き合わない内容の条例を作る。中身は、甘楽町暴力団排除条例と同様にすることが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

町の考えを伺います。

最後に、「子どもから高齢者の居場所づくりについて」伺います。

以前から、「にこにこ甘楽」以外でも、町のあちこちに、誰でも気軽に健康相談などができる、いわゆる「まちなか保健室」を設置することを提案していますが、産・官・民での取り組みで、住民の皆さんが安心安全のスペースとして活用させていただけるような工夫をしていただければと思いますが、いかがでしょう。

幸い、町内には、こんにやくパーク、めんたいパークがオープンし、たくさん集客をされています。また、各薬局や薬店も開店し、それぞれ特色を持ったスペースを作っています。遊びの場、憩いの場、語らいの場であり、ウオームシェアやクールシェアにも、活用できると思います。悩み事相談の機能を持たせることも可能だと思います。このスペースは、住民の皆さんが気軽に寄ってもオーケーとのメッセージを発することも大事です。ぜひ、産・官・民の取り組みで行っていただきたいのですが、いかがでしょうか。町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 質問が終了しました。

質問番号5、6及び7について、一括答弁を願います。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田邦彦議員から3つの質問をいただきました。

最初に、「温暖化防止の取り組みについて」のご質問にお答えをしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、地球温暖化防止対策は、全人類にとってまさに喫緊の対応すべき課題だというふうに思っております。

国においては2021年10月に、2030年度において温室効果ガス46%削減を目指すことを目標とする、地球温暖化対策計画の改定を閣議決定しておるところであります。群馬県においても、「ぐんまの5つのゼロ宣言」を実現するため、群馬県地球温暖化

対策実行計画を策定し、地球温暖化対策を推進しております。

町といたしましても、国・県と連携をして、地球温暖化対策に取り組んでいきたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、この後担当課長からお答えさせていただきますので、お願いをいたします。

続いて、「町から、世界平和統一家庭連合旧統一教会などの反社会的組織の排除を」、このご質問にお答えをしたいと思います。

旧統一教会をめぐる問題については、山田邦彦議員も述べているとおり、悪質商法などの不法行為による被害者相談が全国的に増えており、社会的に問題となっておるところであります。こうした被害を未然に防止することは重要なことであり、国、自治体、関係機関が連携していくことが必要だと認識をまずはしております。

山田邦彦議員からは、「国・県が行わないなら、町が行うことが重要」とのご意見をいただきましたけれども、第一に宗教法人としてこの団体を認定した国において、違法行為を続ける団体の実情を国が調査し、厳しく対処して追及をしていただきたいと思います。

また、「町民の皆さんが被害に遭わないようにきちんとした体制を取ってください」とのご意見もありましたけれども、旧統一教会に関しては町だけの問題でなく、国内でも被害者も多く、裁判でも違法性が指摘された問題ですので、これも国における早急の対策が始まっておるところであります。

去る8月15日、国では旧統一教会問題関係省庁連絡会議を設置しました。9月5日から30日までを相談集中期間として、合同電話相談窓口を設置しております。相談内容に応じて弁護士、消費者庁、警察庁、児童相談所などを案内する仕組みになっております。これを受けて、町消費生活センターにも、国民生活センターから依頼が来ており、町民の相談を受ける体制を取っておるところであります。

また、8月29日には消費者庁において、靈感商法等の悪質商法への対策検討会が開かれました。委員には、旧統一教会問題などに係わってきた弁護士さん、法律や消費者行政の専門家などで構成され、今後5回の会議を経て、消費者被害の防止対策が検討されるようでありますので、その結果をまずは待ちたいというふうに思っております。

ご質問の①につきましては、まず町三役は、旧統一教会との関係はございません。今後とも、反社会的活動をしている人との関係を持たぬように、十分留意をしたいと心に留めて

おります。行政としての町ですが、様々な事業者や団体、個人とお付き合いがあります。教会に限らず、不法行為や不適切な情報がある人との関係は持たないよう十分注意をしており、現時点では問題ないと認識をしております。町の関連団体も同様に認識をしておるところであります。今後、反社会的活動のある事業者とは関係を持たないよう、十分に留意をしていきたいと思っております。また、職員にも信教や思想を尋ねることはできませんが、そのような団体と関係を持たないよう指導してまいりたいと思います。町や社会福祉協議会、学校等への金品の寄付をいただくケースや、イベントの後援や共催を求められるケースもありますが、現時点では問題ないと認識をしております。

ご質問の②につきましては、先程申し上げましたように、国での議論を注視したいと考えております。

山田邦彦議員がご懸念されますように、町民が犯罪被害に遭わないように、町としても努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

それから、3点目で、「子どもから高齢者の居場所づくりについて」のご質問をいただきました。

初めに、「まちなか保健室」の設置についてでございますが、同内容のものを令和3年12月議会にも一般質問に出されておりました。町では、にこにこキッズや子育て・こころの相談、乳幼児の健診、男性料理教室や健康教室など、小さい子どもから高齢者まで全ての町民の皆さんが利用できる場所として、多世代サポートセンター、通称「にこにこ甘楽」を運営しております。多くの町民の皆さんから親しまれており、その意味においては、「にこにこ甘楽」がまさに「まちなか保健室」であると考えております。

地域においては、民生委員さんや、区の役員の皆さんのご支援をいただきながら、おたっしゃ会などが組織され活動しております。活動は、地域にある公民館や公会堂、「にこにこ甘楽」などを使用して行っておりますので、高齢者の憩いの場、語らいの場にもなっていると考えます。そのほか、「ら・ら・かんら」や「長岡今朝吉記念ギャラリー」といった公共施設がありますので、ぜひ利用していただき、憩いの場、語らいの場にしていただければと思っております。

世代や目的に合った居場所が近くにあれば町民にとっては利用しやすいと思いますが、町民のニーズはまさに多様化しており、居場所として成立させるためには、知識や技術を持った人員の配置が必要であり、現状では難しいかなと考えております。その点、「にこにこ甘楽」がいろいろな面で拠点となる施設でありますので、多くの皆さんに利用しても

raitai to kotoete imasu. chiyu de katsu shite iru dan tai no mi sa n ya ri yo u zhe no mi sa n no i sen wo ho i na ga ra, nei yu wo sa ra ni chu sui sa se, yo ri ri i ku ba sho tsu ku ri ni kei zhe te i ki tai to kotoete o ri ma su no de, go ri yu e, go kei ri wo o ri no i shi na ge ma su.

◇議長（中野喜久勇君） 住民課長。

◇住民課長（岩崎佳孝君） 命によりお答えいたします。

「温暖化防止対策の取り組みを」というところの①の質問であります。

最初に、目標と計画についてのご質問についてでございます。

まず、町の事務事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量の削減に関する計画につきましては、来年度中に策定ということを目指したいと考えております。それに引き続きまして、町の区域内での温室効果ガスの排出量削減に関する計画を策定していきたいと考えております。また、削減量の目標につきましては、それぞれの計画の中で、目標として策定していきたいと考えております。

次に、②の質問についてでございますけれども、計画の実現のための支援策や助成ということですが、そちらにつきましては、先程申し上げました計画の中で、具体的な額として検討していきたいと考えております。そういった中でも、計画の策定を待たずとして、当面の施策といたしまして、まず蓄電池設備の設置費用の補助制度を来年度、令和5年度から、開始して行きたいと考えております。

続きまして、③の再生可能エネルギーの導入場所の可視化について、法令等による規制がない場所につきましては、町独自で再生可能エネルギーの導入ができない場所であるとする事は、少し難しいのではないかと考えておりますけれども、すでにあります町の景観条例ですとか、太陽光発電施設に関するガイドライン等を活用いたしまして、再生利用可能エネルギー施設の適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

最後に、④の支援窓口の設置についてのご質問ですけれども、温暖化対策に関する窓口の重要性は認識をしているところであります。ですが、その役割につきましては、現在の担当であります住民課環境係のほうが、その役割を務め、その役割のほうを果たせるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

これからも、地球温暖化対策のため、温室効果ガスの排出量の削減に努めてまいりますので、ご指導賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

質問番号5について、2回目の質問がありましたらお願いします。

山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 基本的な考え方は同じだということで、認識させてもらいました。その中で、①から④まで、全部来年度中には計画の策定ということで、今準備がされているというお話でしたので、期待して待っているという感じなんですけれども。策定するスキームというんでしょうかね。来年度中というと、もうすぐ来る訳で、いつ頃までにどういうふうなものにしていくかとか、あるいはどんな人たちの声を集めるか。私がさっき指摘させていただいたのは、町の職員だけじゃなくて、住民ですとか、その関係の専門の人ですとかね。さっき町長言われたように、国とか県の専門家もいらっしゃると思いますので、ぜひそういうところの、いわゆる英知を集めてやっていただければうれしいなということなんですけれども、その辺りのスキームというんでしょうかね。もし分かれば教えていただきたいのですが、お願いします。

◇議長（中野喜久勇君） 住民課長。

◇住民課長（岩崎佳孝君） 目標計画策定のスキームということですが、まず初めに、さっき申したとおり、町の事務事業の実施に関しましての計画を来年度中、来年度中といいましても、今現在、大体、計画の骨子につきまして検討しているところですので、できれば来年度早い時期で計画をいたします。

また、こちらの計画につきましては、町が事業を行う上でどれだけ温室効果ガスの排出をしていて、それをどう削減していくかということですので、こちらの件につきましては、今の時点では、町の職員のほうで計画のほうを策定したいと考えております。

また、それにつきまして、策定を考えています区域内での温室効果ガスの削減につきましては、こちらは町全体、町の中の事業所ですとか、町民の方にご協力をお願いするという計画になると思いますので、こちらにつきましては専門家なり、町民の代表なりも交えた体制で策定委員会等を設置するという方向が良いのかなというふうに、現時点では考えております。

以上です。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら。

山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） そうすると、2段階で考えている感じで、区域内のという表現

でしたけど、それはいわゆる町のその計画とかができないと次に行かないというふうに認識していいのでしょうか。私は、同時進行でどんどんやらないと、2030年には間に合わないような気がしたんですけど、その辺りはどうお考えでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 住民課長。

◇住民課長（岩崎佳孝君） 議員おっしゃるとおり、こちらは町の事務事業に関する計画と、それから先ほど言った区域内での温室効果ガスの削減ということで、計画自体を2つ作る格好で、今の時点では考えております。

まず、さっき言いましたとおり、先に事務事業に関する計画のほうを策定しまして、それについて区域内での削減をするという計画、こちらにつきましては現行の人員等を考えますと、同時進行で作るのはちょっと厳しいかなと。まず初めに、先行して町の事務事業に関する計画のほうを策定していきたいとは考えております。

◇議長（中野喜久勇君） 質問番号5が終了しました。

質問番号6について、2回目の質問がありましたらお願いします。

山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） これも、基本的には同じ認識ということで考えました。その中で、①に関しては了解しました。

それで、②のほうなんですけど、先程紹介させてもらったんですけど、これは平成でいうと24年に、甘楽町の暴力団排除条例というのが、うんと立派なのができているんですね。こういう形で、この中に例えば団体の名前を入れることも十分可能だと思うんです。

それで先程、国とか県が、特に国がまだきちんとしてないと。特に、宗教団体を宗教団体として認めないようにしなければ、国のほうはなかなか手が出せないようです。ただ、残念なことに、今の与党の多くの方が、統一教会との関係が実際にある訳ですよ。そういう中で、国に対して今現在、今時点で、期待することが難しいと私は思ったんです。

そういうふうな中で、統一教会の被害が住民の皆さんに及ばぬようにするには、先制攻撃じゃないんですけど、町として、暴力団を排除する条例のような形のをきちんと作っておけば、国とか県がなかなかそれがうまく機能しなくても、実際に対処ができる訳なので、ぜひそれは町独自でできる訳ですから、まだ際立った被害が出てないので、今のうちに作ることは大変に有効なことだと思うんです。

その辺りのことも踏まえて、どうお考えか、伺います。

◇議長（中野喜久勇君） 総務課長。

◇総務課長（田村昌徳君） 今、山田議員からご紹介がありました甘楽町の暴力団排除条例、ご案内のとおり、平成24年にできた訳ですけれども、その条例の上に、国のほうの法律で、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律というものがございます。この法律に基づいて、各都道府県の公安委員会が暴力団を指定いたします。その指定されたものについて、町の条例でもうお付き合いしないですとか、町の間接関係を排除するというような仕組みになっております。

今、統一教会問題については、そういったスキームがないといえますか、教会自体もいろんな団体を持っておりますので、そこをどう定義していくかというのも、非常に難しい問題なのかなというふうに思いますので、先程町長が答弁いたしましたように、今、国のほうでも対策が始まっておりますので、そこのほうの検討を待ってから対応したいというふうに思っております。

◇議長（中野喜久勇君） 3回目の質問はありますか。

山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 今現在、統一教会が活動しているんですね。それで、被害も出ているんです。ただ、先程一番最初に、参議院選挙の渦中にということをちょっと紹介しましたが、あの事件よりも前というのは、いわゆる統一教会の方々は上手に振る舞っていたんですね。それなので、いろんな相談件数も、あの事件の前までは、例えば4月は、全国ですけれど7件、5月が4件、6月は8件だったんですね。事件があったら、94件に7月は増えたんです。8月26日現在で102件にまで増えているんですね。これはもう10倍以上増えていることで。要するに国が何か基本的な法律を作らないと町が作らないなんていう話をしていると、その間に被害がどんどん拡大する可能性があると思うんです。誰も、例えば気がつかずに、提案もせずに、こういう場所で議題にも上らないのであれば、それはしようがないと思うんですね。でも、実際今日、そういう形で私のほうから提案させていただいたので。さっきも言いましたけど、まだ顕著な被害が甘楽町の中に見える前に、いわゆる予防策といえますか、作るべきだと私は思うんです。その時に、私が調べただけでも100ぐらいの団体を作っているんですね。個々の大学とかなんかのものを含めると多分2倍近くになると思うんですけれど、いろいろな名前を変えて、存在しているんです。ですから、それを全部網羅して、統一教会関係というんですかね。名前を変えたとしても、スタンスがもし違ったとしても、対処できるような文言が考え出せると私は思うんです。もし、甘楽町でそういう形での条例を何か作れば、それを今度、

逆に国とか県とか全国に普及させればいいことで、それこそ今、町長がずっと苦勞されていろいろな町村会の顔役で活躍されていますが、まさにそこで統一教会に対してもリーダーシップが取れて、言い方はちょっと変ですけど、甘楽町さんのおかげで世の中が良くなったというふうになっていただければ、また良いことだと私は思うんですね。

さっきも言いましたけど、誰もそういう提案していないのであればしようがないですけど、今日ここでそういうふうな提案ができた訳なので、ぜひそういう形で前に進んでいただきたい。そのたたき台というのは、何回も言いましたけど、暴力団の排除の条例があるわけですから、それを基にしながらかえれば、そんなに難しくなくできると思うんです。ぜひ、実施をと思いますが、いかがでしょう。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 先程、総務課長が答えましたように、暴力団排除条例は、上に国が指定した暴力団等がある訳です。それを取り入れないようにということである訳でありますから。今、山田邦彦議員が言われますように、そこに靈感商法、いわゆるその統一教会も載せると。ただ、統一教会というのはそれだけじゃ駄目だと思うんですね。その旧統一教会、今、山田邦彦議員が言われますように、えらい数のいろんな団体がくっついている訳ですから。かといって、それを全部そこへ書き込む訳にもいきませんから。非常になかなか難しい、いわゆる規制をかける条例ですから、非常に難しいかなというふうに思っています。でも、難しいからと、何もこまねいている、国がやるまで待っているというのはどうかなというふうにも思いますので、できる限りの検討をしながら、私どもにも顧問弁護士さんもおりますし、上位もあります。県もありますし、いろんなところと相談しながら、何とか早く旧統一教会に対する規制ができるような方法はないかということだけは、調査研究はしなければならないなというふうに思っておるところでありますので、ぜひご理解をいただければと思います。

◇議長（中野喜久勇君） 質問番号6が終了しました。

質問番号7について、2回目の質問がありましたらお願いします。

山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） それでは、ナンバー7について、2回目をさせていただきます。

去年の議会の中でも、「にこにこ甘楽」の話が紹介されて、それは1つの大黒柱と申しますか、一番大きなポジションと申しますか、そういうところでの活動で、大変重要

な位置を占めていると思うんです。ただ、その場所が、たまたま丘の上だったりとか、自転車ですとか徒歩で移動するには困難という言い方をすると悪いんですけど、大変負担があったりする人も多いと思うんですね。せっかくそういう機能、要するにソフトがあるのに、そこまで行かないと繋がらないとなっていて、いろいろ悩みを抱えたままにされる人がいると、大変、言葉はちょっと乱暴ですけど、もったいないと私は思ったんですね。

そういう中で、例えば、この間、町内のパークを巡って、いろいろな活性化をしようというふうな違った面でのパークの活用が出ていますけれども。先日、夏休みの時に、めんたいパークの2階にお邪魔させていただきました。とにかく、あそこは子どもたちのスペースなので、私らぐらいの世代はあまり顔を出しちゃいけないかなと思ったんですね。ところが、うちは全部で4人孫がいるんですけど、それを連れて行きましたら、とにかく一日もうずっと遊んで帰らない。結局、4日連続でお邪魔したんですね。中に行くと、ボルダリングとかあるんですが、それも要するに体重の重たい人間はやっちゃいけないかなと思って私は我慢していたんですけど、結構20代、30代のお父さんお母さん世代が登って楽しんでいたりしました。こんなにたくさんの方が、管理人が1人もいないのに、上手に遊べて過ごせる場所がこんな身近にあったのかというので、随分とショックを受けたんですね。

そういうふうなところに、例えば町の保健師さんですとか、関係するいろんなケアするような仕事の方が、毎日フルタイムでなんていうと大変なことになりますから、たまにそういうところで健康相談みたいな講義をすとか、あるいは悩み事相談ですとかね。そういうのは十分に可能だなと思ったんです。あるいは、最近オープンした薬局・薬店でも、自由に使ってくださいというコーナーを、椅子が4つのところが2カ所でしたかね。いわゆる10人近くが休憩できるようなスペースがあるんですね。ぜひそういうところなんかも活用させていただけたらと。それで、ただ貸してくれということにはならないと思うので、協定を作るなり、いろんな何かそういうことを作って、町民の皆さんがいろんな意味で使えるようにしてもらおう。そういうのをいわゆる民間活力じゃないですけど、そういうのをトライするといえますか。十分可能かなと。町のコストもそれこそ最小限で大きな成果が上がるのではないかというふうに思いました。

ぜひ、他にいっぱいメニューがあるのでそっちのほうでやってくださいというふうに言わずに、そういうふうな場所も含めて町おこしというのをするようなことが大事だし、可能だと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（中野喜久勇君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） この前の議会の時にもお答えしましたがけれども、やっぱり山田邦彦議員も言ってくれましたけれども、「にこにこ甘楽」がかなり大きなウエイトを占めて、そういう施設として居場所づくりに貢献しているということをご理解をいただいたというふうに思っております。

その他に各所にそういう居場所があれば、もっともっと便利になるし、いろんな活動にも繋がってくるんじゃないかというご意見をいただきました。そのことにつきましては、これから福島にある薬局屋さんですとか、具体的にも話をいただきました。そういうところと調査といいますか、そういうところのお話を聞きながら、「町でこのような形で使うようなことも大丈夫でしょうか」とか、「どのような協定を結べば大丈夫でしょうか」とか、そういう取り組みというか、調査をしていくように職員に指示をしたいというふうに思っています。

しかし、場所を借りただけで、そこに誰もコーディネーターみたいな人はいなくて、ただお茶を飲んで帰ってくる、そういうことでも良いのか。それとも毎週何曜日には町からのコーディネーターが行って、そこで集まってきたら、いろんな話をしてやるとか、何かできる、そういうことが良いのか、そんなような方法もいろいろな方法があると思うんですね。例えば、秋畑にセンターがありますけれども、そういうところへ老人の方が集まっています。そういう時には、町の職員が行って、一緒に話をしたりしている訳でありますから、そういうものも、やり方としては居場所づくりに繋がっているんだなというふうに思っています。

全体的な考え方を持って、町内にもう少し増やすというような考え方を持って、これからは調査研究をすることが必要だろうと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

◇議長（中野喜久勇君） 答弁が終了しました。

3回目。

◇12番（山田邦彦君） 了解しました。

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、山田邦彦君の質問が終了しました。

これもちまして、一般質問を終了といたします。



○字句等整理委任の件

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、令和4年第3回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（中野喜久勇君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



○町長挨拶

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了いたしました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 令和4年第3回甘楽町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会も9日に開会をし、本日最終日を迎えました。

本定例会におきましては、令和3年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、一般会計では昨年度に引き続き、主に新型コロナウイルス感染症に対する事業で合計7回も補正を行い、歳入総額70億4,102万8,000円、歳出総額では66億7,271万7,000円という、昨年度ほどではありませんけれども、大きな決算額となりました。そして、令和4年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算、そして教育長の任命、固定資産評価審査委員会委員の選任、人権擁護委員推薦の人事案件、町職員の給与に関する条例のほか3件の一部改正、町道路線の認定、それぞれ慎重にご審議を賜りました。原案どおりすべてご議決、ご同意、ご承認いただきまして誠にありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。本会議での一般質問、そして全員協議会での審議等で寄せられました多くのご意見、ご提案を念頭におきまして、これからも町政執行に務めてまいり所存でございますので、今後ともご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

収束のみえないコロナ感染症ではありますが、政府が第7波収束前に医療機関や保健所の

負担を軽減するため、陽性者全数把握の見直しを行うとの見解を示しましたが、全国一律で移行したいという思惑があり、一筋縄ではいかなかったようです。ようやく9月26日から全国一律で報告を簡略することを明らかにし、あわせて陽性者の療養期間を10日から7日、無症状者については7日から5日に早めることを決定しておるわけであり、いずれにいたしましても、軽症状者向けの特効薬が早く承認され、早い段階で家庭内感染などが抑えられ、活発な社会経済活動につなげられるように期待をしているところでもあります。第7波の陽性者数は下降してきたとはいえ、まだまだ高い水準で推移している状況でありますので、引き続き慎重に注視をしていきたいと思っております。若年層の方達へのワクチン接種と感染症防止対策を推進し、一日も早く穏やかで静かな日常を取り戻せるよう願うばかりであります。

さて、暑さも大分おさまり、季節は秋に移り、清々しい気候になってまいりましたが、同時に台風による災害が心配される季節となります。住民の皆さんの生命と財産を守ることは町の責務でありますから、災害が発生しないことを願いつつ、防災対策にも万全を期していきたいと考えております。町では、地域防災訓練を計画しており、多くの皆さんに参加をいただき、有事に備えて防災意識の高揚を図ってまいりますので、議員の皆様におかれましてもお力添えをお願い申し上げます。

また、本日は傍聴者の皆様にお越しをいただきました。ありがとうございました。長時間にわたり最後まで傍聴していただきましたこと、ありがとうございます。今後も議会や町政に関心を高めていただき、また参加をいただけますようお願いを申し上げます。

季節の変わり目でもありますので、議員の皆様には健康にくれぐれもご留意をされ、ますますご活躍を賜りますようご祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

大変ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（中野喜久勇君） 閉会にあたり、議長から一言ごあいさつを申し上げます。

9日に開会されました今期定例会は、上程されたすべての案件を滞りなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚くお礼を申し上げます。

また、本日は傍聴にお越しいただき、ありがとうございました。

今後においても「開かれた議会」を目指してまいりますので、議会に関心を高めていただき、また、参加いただければ幸いです。

結びに、暑くなったり寒くなったりで天候が安定しませんが、これからは段々と秋も深まり山々の木々も色づく、過ごし易い季節となります。議員各位並びに執行各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症はもちろんのこと、インフルエンザなどにも充分ご注意を払っていただき、町政発展のために、益々ご活躍されますよう心からご祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（中野喜久勇君） 以上で、令和4年第3回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時24分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 中 野 喜 久 勇

署名議員 金 田 倍 視

署名議員 黒 澤 篤